

令和7年度 居宅介護支援事業所集団指導

運営指導における主な指摘事項等について

松本市健康福祉部福祉政策課 正木 伸

本日の内容

- 1 運営指導と監査
- 2 運営指導を受ける事業所様等の気持ち
- 3 運営指導での主な指摘事項
- 4 令和6年度報酬改定のポイント
(運営指導で特に確認する事項！)

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化

介護保険施設等指導指針

指導

介護保険施設・事業者

集団指導

運営指導

支援

周知の徹底

介護給付等
対象サービス
の取扱い

介護報酬
の請求

〈行政指導〉

法第23条・第24条

介護保険施設等監査指針

監査

介護保険施設・事業者

的確な把握

指定基準違反等（人
員・運営基準違反、
不正請求等）・人格
尊重義務違反に関す
る事実関係

※事実上の行為及び事実上の行為を
するに当たりその範囲、時期等を明
らかにするための法令上の手続

法第76条他

公正・適切な措置

介護保険施設・事業者

勧告

〈行政指導〉

命令

（勧告に従わない場合）

指定取消等

〈行政処分（不利益処分）〉

法第76条の2、法第77条他

不正等の
疑いが発
覚すれば
監査へ移
行

- ・ 当日何を聞かれるか不安。どこまで聞かれるか不安。
- ・ 報酬返還になったらどうしよう。勤務先に迷惑をかけてしまう。
- ・ プレッシャーで押しつぶされそう。前日は眠れない。
- ・ いくら準備しても、当日の精神的負担、不安がある。
- ・ 担当しているケースで指摘があった場合、ちゃんと答えられるか不安。
- ・ 指導が近づくにつれて当日何を言われるかドキドキする。
- ・ 準備が残業対応でつらい。



安心してください！
運営指導は、「原則、事業所支援」です！



令和7年度国立保健医療科学院研修
社会福祉法人松美会様作成資料から一部引用しています。

指導事項	【内容及び手続の説明及び同意】 利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い同意を得ているか不明瞭であった。		
根拠等	居宅介護支援基準条例第7条第2項、居宅介護支援解釈通知第2の3の(2)		
ポイント	①について文書記載義務はなくなりましたが、説明を行っていない場合は、減算の対象となるためご注意ください。		
	重説等での説明事項	R6以前	R6改定以降
	①利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができること	利用申込者又は家族に対して 文書を交付して 説明を行い、署名を得なければならない。 ※運営基準減算	利用者又は家族に対して説明を行い、文書の交付や口頭説明に加え、署名を得ることが 望ましい 。 ※運営基準減算
	②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること	同上	①と併せて、文書の交付や口頭説明に加え、署名を得ることが 望ましい 。※運営基準減算対象外

指導事項	【サービス担当者会議】 指定居宅サービス等の担当者が出席できない場合に、その理由、照会年月日、内容及び回答の記録がない事例が散見されたため、適正に記録してください。
根拠等	基準条例第16条第9号 解釈通知第2の3(8)9、老企第29号別紙1第4表
ポイント	当該会議において検討した項目について記載する。当該会議に出席できないサービス担当者がある場合には、その者に照会（依頼）した年月日、内容及び回答を記載する。また、サービス担当者会議を開催しない場合には、その理由を記載するとともに、サービス担当者の氏名、照会（依頼）年月日、照会（依頼）した内容及び回答を記載する。なお、サービス担当者会議を開催しない理由又はサービス担当者の氏名、照会（依頼）年月日若しくは照会（依頼）した内容及び回答について他の書類等により確認することができる場合は、本表への記載を省略して差し支えない。 （厚生労働省：居宅サービス計画書標準様式及び記載要領）

指導事項	【モニタリング】 目標の達成度を記録していない事例が散見されたため、適切に記録してください。
根拠等	居宅介護支援基準条例第16条第1項第13号、居宅介護支援解釈通知第2の3の(8)の⑭
ポイント	モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。 なお、モニタリングを通じて把握した内容について、モニタリングシート等を活用している場合については、例えば、「モニタリングシート等（別紙）参照」等と記載して差し支えない。（重複記載は不要）ただし、「（別紙）参照」については、多用することは避け、その場合、本表に概要をわかるように記載しておくことが望ましい。 ※ モニタリングシート等を別途作成していない場合は本表への記載でも可。 （厚生労働省：居宅サービス計画書標準様式及び記載要領）

指導事項	【居宅サービス計画の交付】 利用者及び担当者への交付がされていない、確認できない。 ※運営基準減算
根拠等	算定基準告示別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のイの注6
ポイント	居宅介護支援事業所の運営指導時ではなく、個別のサービス事業所の運営指導時に、居宅サービス計画の交付がない（遅い・かなり古い）ケースが見受けられます。 文書により利用者の説明・同意を得たうえで、利用者及び担当者へ交付していない場合は、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となるため、必ず交付してください。

指導事項	【特定事業所加算】 ・ 計画を定めていない介護支援専門員がいた。 ・ 介護支援専門員について、個別具体的な研修目標が設定されていない。 ・ 研修内容、実施時期等を定めた計画が次年度が始まる前に作成されていない。
根拠等	算定基準告示別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のハ
ポイント	特定事業所加算の要件については、指導監査の重点確認項目となっています。 算定している事業所様は今一度、要件等について確認をお願いいたします。

減算	算定要件
高齢者虐待防止措置 未実施減算 (△1/100)	・虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催 ・高齢者虐待防止のための指針の整備 ・高齢者虐待防止のための研修（年1回以上） ・高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の配置 1つでも講じられていなければ減算！！
業務継続計画未策定 減算（△1/100）	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定 ・研修及び訓練（年1回以上） 未策定は減算！
同一建物減算 (95/100)	【対象となる利用者】 ・指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者

身体拘束の適正化	居宅介護支援の具体的取扱方針（追加）
原則禁止	指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
三要件の検討及び4項目の記録	・ 緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の三要件を満たすことについて組織等として確認等の手続きを極めて慎重に行い、その内容を記録する。 ・ やむを得ず実施する場合は、①その態様及び②時間、③その際の利用者の心身の状況並びに④緊急やむを得ない理由の4項目について記録しなければならない。

※減算規定なし

運営基準減算（モニタリング）

次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となる。

① 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法

② 次のいずれにも該当する場合であって、**2月に1回**、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法

ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、その他の関係者の合意を得ていること

- ・利用者の心身の状態が安定していること

- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること

- ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること

※令和6年度の報酬改定において、要件を満たす場合は「2月に1回の訪問」が追加されました。要件を満たさない場合は、運営基準減算となりますのでご注意ください。

本日の内容は以上です。
ありがとうございました。